

第492回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 9 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和6年11月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時20分
- 4 閉会時刻 午前 10時50分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
- 7 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	出	
4	筋野 哲夫	出		13	武藤 康則	出	
5	川口 知子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	樋口 直喜	欠		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知己	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	小倉 晶男	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一

職	氏 名	職	氏 名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則
農地利用最適化推進委員	程島 延幸		

9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	柿沼 映生		
副事務局長	小野寺 雅樹		
主 幹	松本 貴紀		
副主幹	宮本 晃宏		
主 査	森井 孝信		

10 開会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和6年11月26日 第492回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 大野 豊作

.....

委員 永堀 知巳

.....

委員 大野 美智明

.....

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書10月分について報告する。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計4件、6筆、1,608.18㎡である。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計12件、24筆、7,349.42㎡である。農地改良届については、合計9件、31筆、7,499.30㎡である。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告書については、合計6件、79筆、66,754㎡である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計5件、46筆、30,692㎡である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計28件、204筆、124,194.71㎡である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数14件、筆数36筆、面積38,105㎡について申出があった。このうち賃借権設定が1件、使用貸借権設定が13件である。整理番号8番から10番は令和7年2月1日から、それ以外は令和6年12月15日から設定されるものである。

整理番号1番から6番、12番、14番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。全部で26筆、23,246㎡で、約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在39歳で、農業従事日数は、年間300日以上、家族とともに約1,106アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約2km～3kmである。

整理番号7番は、4筆、2,880㎡で、約10年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在67歳で、農業従事日数は、年間300日、家族とともに約65アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約300mである。

整理番号8番から10番は、同一人からの申出のためまとめて説明する。整理番号8番は、1筆、814㎡、9番は、1筆、128㎡で、10番は、1筆、686㎡で、約6年の使用貸借権設定の申出である。この申出は、農地中間管理事業の一環として、地権者から受け手である埼玉県農林公社へと貸

借が行われるものである。借受人の埼玉県農林公社は、昭和39年に社団法人農業機械化公社として設立し、平成26年3月28日に農地中間管理機構として埼玉県知事より指定を受けている。農地中間管理機構の事業内容については、分散化している農地や耕作放棄地を借受け管理し、活力ある担い手へ貸付を行うことで、農地の集約化、農業生産力の向上、農家同士の競争力の向上を目指す事業となっている。今回の申出により農用地利用集積計画が決定し、農地を借入れたのち、事前に農林公社が選定した担い手の情報をもとに市が農用地利用集積等促進計画を作成し、農林公社を通して計画を県に提出し認可を受け、担い手に対する農地の貸付が行われる予定である。

整理番号11番は、2筆、3,598㎡で、約3年の賃借権設定の申出である。従前の借受人が亡くなったことから、新たな申出となった。後を継いだ借受人は、現在45歳で、農業従事日数は、年間310日、家族とともに約117アールの農地を耕作している農家である。通作距離は、約110mである。

整理番号13番は、1筆、6,753㎡で、約3年の使用賃借権設定の申出である。従前の貸付人が亡くなったことから、契約更新ができなかったため、新たな申出となった。借受人は、現在77歳で、農業従事日数は、年間320日、家族とともに約67アールの農地を耕作している農家である。通作距離は、約3kmである。

以上のことから、整理番号1番から14番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられる。なお、農用地利用集積計画に関する経過措置は、令和5年4月1日から2年間と規定されている。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から14番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数12件、筆数3筆、面積1,628㎡についての意見照会があった。

先ほど第1号議案、整理番号8番から10番で、埼玉県農林公社が借受人として農業経営基盤強化促進法の申出があった農地になる。第2号議案は、その農地について、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進計画（案）につ

いての市長からの意見照会である。

また、同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、埼玉県農林公社から担い手への農用地利用集積等促進計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として可能であることを埼玉県の農林振興センターに確認している。

担い手について、公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理事業実施規定に基づき、埼玉県農林公社が選定していることから、整理番号1番については、市長へ「意見なし」とすることでよろしいか、お伺いする。」との説明をした。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数6件、筆数16筆、面積10,395㎡についての申請があった。

整理番号1番については、同一世帯内での贈与による所有権移転で、2筆、1,900㎡の申請である。譲受人は、現在

61歳で、農業従事日数は年間300日以上、家族とともに約245アールの農地を耕作する農家である。譲渡人の父が高齢のため、譲り受けたいと申請されたものである。通作距離は約900mである。

整理番号2番については、公売で落札したことによる所有権移転で、3筆、824㎡の申請である。譲受人は、現在62歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに約147アールの農地を耕作する農家である。自身が所有する農地の隣地が公売されたことを知り、経営拡張のため落札した。通作距離は100mである。なお、8月に買受適格証明を交付している。

整理番号3番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、956㎡の申請である。譲受人は、現在66歳で、農業従事日数は世帯合計で年間160日以上、約121アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約660mである。

整理番号4番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、998㎡の申請である。譲受人は、現在64歳で、農業従事日数は年間250日以上、約95アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

整理番号5番については、経営拡張のための所有権移転

で、7筆、3,875㎡の申請である。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族とともに、約195アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.5kmである。

整理番号6番については、経営拡張のための所有権移転で、2筆、1,842㎡の申請である。譲受人は、現在35歳で、農業従事日数は年間150日以上、約13アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1kmである。

以上のことより、整理番号1番から6番について許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、調査報告する。11月15日に、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在75歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族とともに約195アールの農地を耕作している農家である。主な作付けはさつまいも、玉葱、水稻で、申請地においては水稻を計画している。また、トラクター、耕運機、田植機など、

申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有している。
以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、問題ない
と考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言が
あった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、意見を申し上げる。1
1月15日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目
的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調
査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員とし
ては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議を
お願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、調査報告する。11月
15日に、農業委員と農地利用最適化推進委員と一緒に、譲
受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。今回の農
地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、
現在35歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族と
ともに約13アールの農地を耕作している農家である。

主な作付けは水稻と路地野菜で、申請地においても水稻を
計画している。また、トラクター、田植機、コンバインなど
の、申請地を維持管理するために必要な農業機械を所有して
いる。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は、
問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との
発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号6番について、意見を申し上げる。1

1月15日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号5番は畑と田の混在地域だと思うが、何を作付けするのか。また、申請に至った経緯はわかるのか。」との発言があった。

事務局は「申請地では水稻を計画している。申請に至った経緯については、所有者は最近になり相続した者であり、農業経験がないと思われる。所有者から今後の管理を譲受人にお願いしたと思われる。」と説明した。

委員から「整理番号6番の経営面積は13アールなのに、トラクター、コンバイン等を所有しているのか。」との発言があった。

事務局は「農業委員会が把握している面積が13アールであって、個人間で借りている農地は他にもあると推定する。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入

る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数2件、筆数2筆、面積617㎡についての申請があった。

整理番号1番については、貸駐車場に使用のため、1筆、427㎡の申請である。申請地の近隣には駐車場利用計画者の保育園がある。同保育園は申請人が理事長を務める社会福祉法人が運営している。現在職員用として使用している駐車場には申請人の子どもの住宅を建築する計画があるため、同保育園は新たな駐車場を必要としている。申請人が雑種地と一体（合計敷地面積493㎡）で駐車場を造成し、同保育園に貸し付けをすとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号2番については、住宅追認のため、1筆、190㎡の申請である。申請人は平成11年8月からこの申請地で暮らしており、現在1人で住んでいる。農地に是正してからの申請となると、住む場所がなくなってしまうため、現況の

まま許可を取りたいとの追認の申請である。令和4年に夫が亡くなり、本物件を相続するまで既存敷地（372.00㎡）の一部に農地法上違反状態にあることを知らなかった。なお、本物件は平成元年に夫と前妻が建築したものである。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、水路管理者の同意を得て合併浄化槽を経て水路へ放流している。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置している。

以上のことから、整理番号1番と2番については、立地基準及び一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号2番の建築確認、水路放流の許可を取っているのか。」との発言があった。

事務局は「建築確認、水路放流の許可を取っているが、本来の敷地からはみ出して建築されたものである。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番と2番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として

許可相当とすることとし、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第5号議案は、件数11件、筆数17筆、面積3,774.68㎡についての申請があった。

整理番号1番については、建売住宅新築のための所有権移転で、2筆、408㎡の申請である。譲受人は平成15年3月に株式会社を設立し、土木工事業及び不動産業を主な業務としている。付近に大学病院があり、国道16号線近郊の川越市東部にて建売住宅の建築を計画した。そこで、申請地が適地と考え、宅地と一体（合計敷地面積1,941.67㎡）で売買にて取得し、建売住宅を8棟建築するとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置させる計画である。

整理番号2番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、350㎡の申請である。譲受人は借家にて暮ら

している。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、雑種地と一体（合計敷地面積438㎡）で使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号3番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、234.48㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。年内に結婚をすることから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、326㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。同居している母親との生活時間帯等の齟齬から、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当

すると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号5番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、206㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、宅地等と一体（合計敷地面積319.53㎡）で売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枘を設置する計画である。

整理番号6番については、資材置場に使用のための使用貸借権設定で、1筆、573㎡の申請である。譲受人は昭和60年から個人事業主として建築業をしている。現在は自身の資材置場がなく、元請け企業の資材置場をご好意で利用させてもらっている。息子が後継ぎになる目途がたったことを機に自身の資材置場を探していたところ、申請地が見つかったため、宅地と一体（合計敷地面積638㎡）で使用貸借にて借り受け、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号7番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、281㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らし

ている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、道路管理者の同意を得て、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号8番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、1筆、301㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号9番については、住宅新築のための所有権移転で、3筆、262.20㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務先に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する

計画である。

整理番号10番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、423㎡の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

整理番号11番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、410㎡の申請である。譲受人は実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、下水管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枡を設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から11番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から11番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第6号

農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長は別添議案を上程し、事務局に農業振興地域整備計画の変更をするときの説明を求めた。

事務局は「農業振興地域整備計画の策定、変更を行うときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により農業委員会の意見を聴くものとする」と規定されている。

川越市では、毎年3月末と9月末を締め切りとして、年2回の申出を受付けており、各申出について、それぞれ5月と11月の総会で審議する。」との説明を行なった。

議長は農業振興地域整備計画の変更について、農政課に説明を求めた。

農政課は「今月の第6号議案は、件数5件、筆数7筆、面積3,616㎡についての意見照会があった。

整理番号1番については、駐車場敷地拡張に使用のため、1筆、543㎡の内432㎡の申出である。事業計画者は、昭和64年に株式会社を設立し、クレーンによる建設作業の請負を行っている株式会社である。現在借りている社用車及び従業員用の駐車場が、来年で契約解除となるため、駐車場が必要になっている。そこで、クレーン車置場で使用している既存駐車場の隣地に駐車場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、既存敷地と合わせて駐車場（合計敷地面積864㎡）として使用したいとの申出となったものである。除外後の農地区分については、第2種農地であると確認している。

整理番号2番については、分家住宅新築のため、1筆、485㎡の申出である。事業計画者は、土地所有者の息子である。現在、妻とともに賃貸住宅に住んでいるが、今後の子育てや両親の介護のため、実家に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者である父の同意を得られたため、今回の申出となったものである。排水については、合併浄化槽を経て水路へ放流する計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号3番については、自己用住宅新築のため、3筆、499㎡の申出である。事業計画者は、土地所有者及びその夫である。夫婦ともに出向先の県外の職員宿舎で暮らしてい

るが、来年には埼玉県に戻る予定となっている。そこで、子育てをしやすい場所に住宅建築を計画していたところ、申出地は妻の実家の近くにあるため、今回の申出となったものである。排水については、公共下水道管に接続する計画である。除外後の農地区分については、第1種農地であると確認しているが、集落に接続した住宅建築であるため、不許可の例外に該当すると確認している。

整理番号4番については、農家住宅新築のため、1筆、3,363㎡の内470㎡の申出である。事業計画者は、土地所有者の世帯員として農業に携わっており、土地所有者の孫の夫である。現在、妻とともに賃貸住宅に住んでいるが、今後の子育てや農作業のために、妻の実家や農作業場に近い場所に住宅建築を計画していたところ、申出地の所有者である妻の祖父の同意を得られたため、今回の申出となったものである。排水については、合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画である。除外後の農地区分については、第3種農地であると確認している。

整理番号5番については、資材置場に使用のため、1筆、1,730㎡の申出である。事業計画者は、平成15年に株式会社を設立し、住宅建築工事業を主な業務としている株式会社である。現在は建築、造成工事に使用する資材を取引先に保管を依頼しているが、今後の事業展開として、良質で安い価格で造成工事等を提供するために、自社で保管できる資材置場が必要になっている。そこで、営業エリアの中間の立

地で、会社からも行き来しやすい場所に、資材置場の設置を計画していたところ、申出地の所有者の同意を得られたため、今回の申出となったものである。雨水につきましては、敷地内にて自然浸透させる計画である。除外後の農地区分については、第3種農地であると確認している。

なお、整理番号1番から5番については、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合は規定された農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてをみたす見込みがあるものと考えられる。」との説明を行なった。

議長は委員に意見を求めた。

委員より「整理番号5番について、調査報告する。11月14日に、申出地にて、事業計画者の統括マネージャーから話を伺った。申出目的は資材置場に使用のためである。申出人は平成15年8月に株式会社を設立し、住宅建築工事を主な業務としている。現在は、年間10から20区画くらいの建築、造成工事を手掛けており、来年も申出地周辺にて5区画の造成工事を行うことが決まっているとのことである。また、工事資材を取り引き先から直接搬入しているとのことである。昨今、材料費、運搬費などが高騰していることに伴い、建築費用も上昇しているが、お客様の負担を少しでもおさえるために資材置場を必要としているとのことである。申出地には10区画相当の建築、造成資材を置き、周囲をコンクリートブロックで囲み、雨水は敷地内にて自然浸透させる計画

である。また、排水設備はない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。また、除外になるまでの期間は半年程度かかることを説明し、農地転用の許可申請に添付する事業実績には、その期間の工事实績を追加することを、申し伝えた。以上のことから、今回の農業振興地域整備計画の変更について、地元委員としては、やむを得ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号3番は調整区域なのに公共下水道が整備されているのか。」との発言があった。

事務局は「申出地の場所を説明したうえで、前面道路には公共下水道が整備されている。」と説明した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から5番については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件のすべてを満たす見込みがあるため、「やむを得ない」と意見をすることで、採決に入る旨を告げ賛成者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第6号について原案どおり「やむを得ない」と意見をすることに決定する。

議案第7号

農業委員会委員の辞任同意を求めることについて

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「樋口直喜委員から令和6年10月31日、辞任したい旨の辞任同意願が農業委員会会長あて提出された。辞任理由は、「一身上の都合によるもの」である。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第7号農業委員会委員の辞任同意を求めることについて、辞任同意とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第7号について、辞任同意することに決定する。

1 3 閉 会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第492回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和6年12月3日

議 長 渋谷 武

委 員 大野 豊作

委 員 永堀 知己

委 員 大野 美智明
